

Title	伊東乾著 『民事訴訟法研究』
Sub Title	S. Ito : Legal problems on the civil procedure
Author	宮崎, 澄夫(Miyazaki, Sumio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.12 (1959. 12) ,p.86- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591215-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

伊東 乾著

『民事訴訟法研究』

本書は伊東教授が今日迄にもせられた論文中十一稿及び附篇として判例批評四稿、書評一稿を収録したものである。先ず注目すべきことは、右十一稿が單に執筆又は發表の年月日によつて羅列されていることなく、全部が訴訟の對象に關する研究という觀點から、三篇に整理されて收められていることである。すなわち、右のうち「米國證據法の基本的特質」（但し抄録）、「エクキティの四段階」「紛争の解決と具體法」「競賣手續と公信的効果」の四稿は、「訴訟對象の性格の問題」と題する第一篇に、「民事訴訟における眞實義務」「眞實義務の再吟味」「當事者關與の訴訟構造と辯論主義」の三稿は「訴訟對象の形成の問題」と題する第二篇に、又「訴訟物管見」「訴訟物の動態の把握」「離婚訴訟の訴訟物」「請求補説」の四稿は「訴訟對象の把握の問題」と題する第三篇に収録されている。この點について教授は、本書の序において、「本論各篇の標題は、

直接のテーマとして取上げていると否とに拘わりなく、それぞれの論稿執筆當時、關心方向として抱懷せられていた目標テーマを明示したものである」と述べている。これによつて、本書に収録された諸論文（それは教授の今日迄に發表された研究の大部分であるが）が訴訟の對象をめぐる研究であり、論文はいずれも、直接又は間接に訴訟對象の理論的究明にあることを窺うことができるのである。

先ず第一篇から見ることにしよう。「米國證據法の基本的特質」の冒頭において「個別的な訴訟は、確定手續について言ふならば、具體法の發見へ向つて凝集せられた一聯の人間行爲の有機的な連鎖であり、此の目標を志向して不斷に發展する目的的過程を形成する」という言葉が見られ、又同様「エクキティの四段階」の冒頭においても「最近流行する英米法の研究から、民事訴訟法に關心を寄せる者が、解答を待望する、重要な問題の一は、その衡平法（エクキティ）の、裁判の準則としての性質が、どのやうに考へられて来たか、と言ふことである。裁判ないし訴訟の本質を明かに理解しようとするについて、我々にとつて一見まことに奇異な法體系の二元的構成が、奇異なるが故に却つて、何か啓示的なものを興へるのではないか」と記されているように、既にこれらの論文執筆當時において、教授の關心は訴訟對象の性格にあつたのであるが、しかし右二論文の内容自體は、直接には訴訟對象の問題を取扱つてはいない。

「競賣手續と公信的効果」においても、訴訟對象を側面から明にする意圖が見られはするが、對象に直接いごんだものではない。結局訴訟對象の問題を正面から取扱つたものは「紛争の解決と具體法」である。教授がここで得た結論は、「民事訴訟の制度目的は、……紛争の正しい解決であり、一そう正確にいふならば、正しいもの、認識による紛争の解決にある、と言はなければならぬ。いま、認識せらるべき正しいものを、先學の用語例に従つて、具體法と名づけよう。然るときは、民事訴訟の目的は、具體法の判断による紛争の解決にほかならず、訴訟は法令との關係で前法的存在でありつても、なほ具體法との關係では飽くまで後法的存在でなければならぬものである」ということであつた。

第二篇「訴訟對象の形成の問題」に目を移そう。收められた三論稿中第一の「民事訴訟における眞實義務」と、第二の「眞實義務の再吟味」とは、等しく眞實義務を直接にテーマとし、又そのものされ又は發表された時期もほぼ同時であるが、第一のものは、「法學研究」に論文として掲載され、後者は日本私法學會第九回大會に於ける報告記録であり、後に「私法」八號に掲載されたものである。教授はこの二つの論文において民事訴訟における「眞實」がいかなるものであるかを究明し、いわゆる眞實義務なるものはこれを認めることができないう旨を論じているのであるが、その結論への到達過

程においてなされている、眞實義務と辯論主義との關係に関する詳細な研究、總體としては紛争解決機構である訴訟も、同時にそれは紛争形成の場であり、過程としての訴訟には解決機構として作用する機能面、すなわち紛争形成面と、紛争の與件として作用する機能面、すなわち紛争形成面との二つの側面が現れてくるものであることの指摘等は、かつて學者のなざざりしところをなし、又は指摘せざりしものを指摘したものととして、その功績は高く評價されるべきである。第三の論文「當事者關與の訴訟構造と辯論主義」は、第一の論文の補足とも見られるもので、第一の論稿に關してなされた批評や意見に對して、教授の見解を明にするとともに、裁判における「眞實」との關係で、訴訟の當事者關與の構造ならびに民事訴訟の辯論主義がもつべき意味を一層究明したもので、前述したところと同様の意味において價值多い論文である。

最後に第三篇「訴訟對象の把握の問題」であるが、ここに收められた四篇は、いずれも教授の最近作であり、又その直接のテーマが「訴訟物」であるばかりではなく、そこには第二篇において表明された理論の一段の進展が見られるのである。問題の中心は訴訟物に關する舊説と新説との批判の裡に自己の立場を確立しようとする努力にあるが、ここになされている訴訟・訴訟物と實體法との關係に關する學說の詳細な検討、そしてここに展開されている獨自の所説

とは、ひとり訴訟法學に志す者ばかりではなく、ひろく法學に志す者に對して極めて有益な教示と示唆とを提供するものであることを率直に認めざるを得ない。

既に述べたように、本書に收められた論文は全部、他の雜誌、論文集等に掲載されたものである。したがつて本書によつてはじめて公にされるものは全くない。しかし、今本書によつて教授のこれらの諸論文を一括して通讀する機會が與えられ、しかも、それが訴訟法學の基本問題である訴訟物に關する論稿という觀點から、體系的に收録されているとき、我々は右の論文を個別的に讀んだときには得られなかつたものを感じ得ることができるのである。そしてこれによつて教授の抱懷される訴訟觀や訴訟の基本問題に關する立場やらが、一層明確にされたことに大きな喜を感じずる者である。

勿論教授の所説に對しては、多くの疑問も起り、反對論も成立つてであろう。現にそれらの中の重要なものについては、教授自らその所説の内で、解答を與えている。しかし、これで教授の所説が全面的に承認されるにいたつた譯では勿論ない。今日のところはむしろ異を説える者の方が多いかも知れない。しかし、それにも拘らず本書に收録された論文の價値は高く評價するべきであり、又本書の出現が法學の研究に寄與することの極めて大であることを認めない譯にはゆかない。すなわち、本書の刊行を喜ぶとともに、これを紹介

し、宏く同學の士に推薦する所以である。(慶應義塾大學法學研究會發行 慶應通信發賣 A 5 版三一〇頁 五〇〇圓)

(宮崎澄夫)